

10	熊本市	花園七丁目			2154 地先 (水路)
11	"	"			23-1
12	"	"			25 地先 (水路)
13	"	"			26
14	"	"			29-1
15	"	"			31-1

2 北早川地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱13号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱13号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	番 地
1	上益城郡	甲佐町	早 川	宮 嶋	2226-1
2	"	"	"	"	2231-1
3	"	"	"	"	2246-1
4	"	"	"	"	2245
5	"	"	"	"	2242
6	"	"	"	"	2234
7	"	"	"	"	2239-1
8	"	"	"	"	2241
9	"	"	"	"	2248
10	"	"	"	柿ノ木平	1947-1 地先
11	"	"	"	"	1946-1
12	"	"	"	"	1945-1
13	"	"	"	"	1951 地先

3 梅戸町二丁目地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱15号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱15号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	番 地
1	水俣市	梅戸町二丁目			207
2	"	"			235
3	"	"			238
4	"	"			"
5	"	"			242 地先 (道路)
6	"	"			237 地先 (道路)
7	"	"			233-1 地先 (道路)
8	"	"			231-4 地先 (道路)
9	"	"			231-3 地先 (道路)
10	"	"			228 地先 (道路)
11	"	"			230-3
12	"	"			230-1
13	"	"			"
14	"	"			234
15	"	"			"

4 楮ヶ迫地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱17号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱17号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	番 地
1	葦北郡	芦北町	丸 山	楮ヶ迫	1001-55
2	"	"	"	"	1001-5
3	"	"	"	"	1001-10
4	"	"	"	"	1001-50

5	葦北郡	芦北町	丸 山	楮ヶ迫	1001-38
6	"	"	"	"	1001-52
7	"	"	"	"	1049-1
8	"	"	"	"	1054-34
9	"	"	"	堂の前	1058
10	"	"	"	楮ヶ迫	1052
11	"	"	"	"	1049-2
12	"	"	"	"	1043-2
13	"	"	"	"	1031
14	"	"	"	"	1024-1
15	"	"	"	"	1017-2
16	"	"	"	"	1016-1
17	"	"	"	"	1014

5 要地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱14号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱14号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	番 地
1	葦北郡	芦北町	乙千屋	味 尾	346
2	"	"	"	要	325
3	"	"	"	"	290-2
4	"	"	"	"	290-1
5	"	"	"	越 地	222-5
6	"	"	"	七 代	237
7	"	"	"	"	231
8	"	"	"	"	271-1
9	"	"	"	要	278
10	"	"	"	"	328
11	"	"	"	"	333-2
12	"	"	"	味 尾	337地先(町道)
13	"	"	"	"	340-1
14	"	"	"	"	341-1

熊本県告示第316号

次の森林を解除予定保安林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成17年3月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 解除に係る保安林の所在場所 熊本県上天草市龍ヶ岳町大道字河内2953の1・2953の3・2953の5（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 解除の理由 公共施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県庁及び天草地域振興局並びに上天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第317号

次の森林を解除予定保安林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成17年3月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 解除に係る保安林の所在場所 熊本県上天草市龍ヶ岳町大道字河内2953の1・2953の3・2953の5（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 解除の理由 公共施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県庁及び天草地域振興局並びに上天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第318号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の7第2項の規定により、専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路の部分を次のとおり指定する。

その関係図面は、平成17年3月23日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年3月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び指定する道路の部分等

道路の種類	路線名	指定する道路の部分	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
一般 県道	湯前人吉 自転車道線	球磨郡多良木町大字多良木字下鶴2083番7地先から 球磨郡多良木町大字多良木字下鶴2039番地先まで	4.7	482.5

2 指定する期日 平成17年3月23日

熊本県告示第319号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成17年3月23日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年3月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 国道	212号	阿蘇郡小国町大字下城字下築瀬 3518番3地先から	前	9.6 ～ 56.0	200.0	国交安
		同所 同字 1636番14地先まで	後	13.0 ～ 56.0	200.0	
"	"	阿蘇郡小国町大字下城字大津留 3576番8地先から	前	15.4 ～ 20.0	34.0	国防災
		同所 同字 3576番8地先まで	後	16.0 ～ 22.0	34.0	
一般 県道	高森 竹田線	阿蘇市波野大字中江字山崎 1829番1地先から	前	3.8 ～ 11.0	162.6	単交安
		同所 同字 1744番1地先まで	後	5.5 ～ 18.5	162.6	
"	河原 新波野線	阿蘇市波野大字中江字山崎 1829番1地先から	前	3.4 ～ 6.6	36.0	"
		同所 同字 1829番1地先まで	後	4.0 ～ 11.4	36.0	

2 区域変更する期日 平成17年3月23日

熊本県告示第 320 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 17 年 3 月 23 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 17 年 3 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	387号	菊池市大字重味字菖蒲谷 2353番69地先から	前	8.6 ～ 11.0	88.3	単防災
		同所 同字 2353番69地先まで	後	12.0 ～ 19.5		
"	443号	玉名郡南関町大字小原字大坪 530番1地先から	前	8.0 ～ 11.6	105.0	単道改
		同所 字尾崎 539番1地先まで	後	9.8 ～ 11.6		
主要地方道	菊池鹿北線	山鹿市菊鹿町松尾字谷相 2761番2地先から	前	4.0 ～ 24.5	1,392.4	旧道移管
		同所 字横枕		12.0 ～ 48.0		
		658番2地先まで	後	12.0 ～ 48.0	1,179.5	
"	阿蘇公園菊池線	菊池市大字原字深葉 5026番地先から	前	8.8 ～ 12.1	135.0	緊道整
		同所 同字 5026番地先まで	後	13.6 ～ 22.0		
一般県道	原立門線	菊池市大字原字竹の牧浦 5019番地先から	前	5.2 ～ 12.0	79.0	単防災
		同所 同字 5019番地先まで	後	8.0 ～ 27.8		

2 区域変更する期日 平成 17 年 3 月 23 日

熊本県告示第 321 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 17 年 3 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子